

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年1月16日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
横浜市立東俣野特別支援学校シャッター他設置工事
- 2 履行場所
東俣野特別支援学校(横浜市戸塚区東俣野町1103-1)
- 3 契約日
令和6年7月16日
- 4 履行日又は履行期間
令和6年9月30日
- 5 契約金額
1,971,640円(税込)
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
横浜市中区住吉町5-65-2
小俣シャッター工業株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
給食室シャッターの不具合により、食材の受渡や調理に支障をきたしているため、給食提供ができない恐れがあることから早急に状況改善を講じる必要があった。
- 8 契約の相手方の選定理由
迅速な対応が可能な業者を選定した。
- 9 所管
教育委員会事務局教育施設課